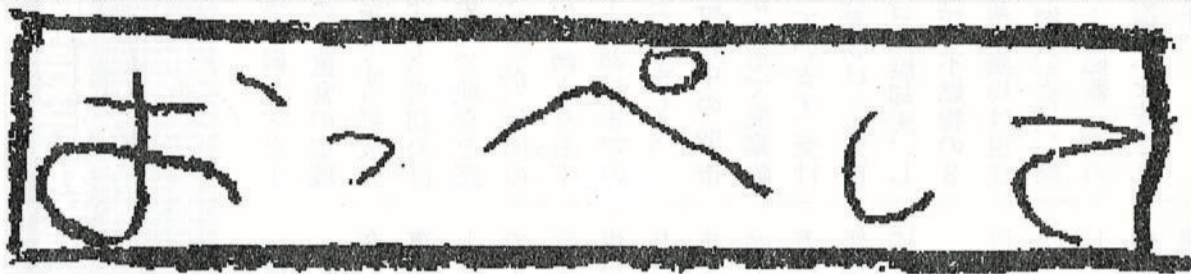


平成13年10月26日発行

事務局 飯能市商工観光課内
☎ 73-2111 内線 159



「第37回埼玉県消費者大会に参加して」

去る9月27日(木)埼玉会館大ホールにて26団体の参加のもと、第37回埼玉県消費者大会が開催されました。1965年第1回の消費者大会が開催されてから、毎年私たち消費者は自分たちの願いや要望を、この大会の全体会や分科会で内容を深め合い、「対県交渉」につなげて来ました。

今年は大会スローガンとして「21世紀は市民の時代、みんなが協同して安心してくらせる社会を作ろう!」を掲げ、「どこか変だね!」食生活・環境から考えよう。」と題したパフォーマンスで幕を開けました。そこでは、今日本は食糧の6割を輸入に頼り4割を捨てているという、また日本人のそのような身勝手な生活が、地球の環境や自分たちの健康までを損なっているということ、寸劇で分かりやすく訴えていました。

次いで主催者を代表し谷川実行委員長から、消費者運動は私たちの生活を守るセーフティネットであるとの挨拶があり、そして伊藤事務局長からは、私たちが直面しているさまざまな問題を解決するための今年度の申し合わせと、県知事宛

の要請書の内容について説明がありました。

記念講演では、「豊島から環境問題を考える。」と題して、弁護士であり、もと日弁連会長の中坊公平氏からユーモアたっぷりの関西弁でのお話しを戴きました。森永砒素ミルク事件、豊田商事事件、住専問題、香川県豊島の公害調停など常に被害者である消費者や住民とともに戦ってきた中坊氏のお話しは、難しい問題にもかかわらず、分かりやすく大変温かみのあるもので、感動的なものでありました。およそ1400名の参加者で埋め尽くされた会場は、割れんばかりの拍手で講演会を終えました。

今年の消費者大会に出席してみ、改めて消費者団体の「大きな力」を感じずにはいられませんでした。

講演会のお知らせ

「飯能に多い消費者被害」

あなたの家族が被害に合わないために

講師 松浦恭子さん

(飯能市生活相談員)

日時 平成14年2月中旬

場所 南高麗公民館

分科会「子育て、楽しんでいけますか」の報告

分科会は、テーマ別に「安心して食べたい!」、「環境にやさしいくらしのために」、「政治の骨太方針でどうなる社会保障」、「子育て、たのしんでいえますか?」とありました。

参加した「子育て」分科会では、サブタイトルに「子どもの虐待は何故起きるのか」とあり、助言者のお一人、足立児童相談所の相談員から現場のお話しを伺いました。「虐待は様々な相談内容の中のほんの一部である。最近では世間の関心が高くなってきたせいで、通報が多くなっているが本当に虐待であるかどうかを見極めるのは難しい。急を要するときは、地域の民生委員に協力を依頼する」。この民生委員について、参加者から「本当に地域に密着しているか? 選ばれ方が民主的か?」という質問があり、答えは「3〜4年前から主任児童委員制度ができ、40〜50代の女性が多く起用されている。」とのことでした。そして「私たちは何をすべきか?」ということでは、「となりの家の子の名前を知り、話しかけることから始めよう。」と話されました。

もう一人の助言者は、さいたま教育文化研究所の教育相談員で、今年3月まで中学校の先生をされていた方でした。37年間の教師生活の中で出会った子どもの具体例を出しながら、子どもの虐待の背景について話されました。「今、社会が市場主義の競争原理にある中で、すべてが個人の責任となりつつあり、母親、父親の孤立が進んでいる。虐待に出会った時に、『鬼のような親』という一面的なとらえ方をしてはならない。虐待していた親は話しができた時に始めて救われる。虐待していた親が支えられたときに、虐待は止められる。『孤立から共同の子育てへ』で、ともに喜びや苦しみを言い合える、分かち合えるような人間関係を作っていくことが大切である。」と話されました。

参加者から「教師自身による言葉の暴力や体罰にどう対応したらよいか?」と質問があり、答えは「学校の中で『体罰はしない』という指導方針を立て、教師でまどめをしていく。信頼できる先生や親に話してみよう。」とのことでした。また、「PTAの場で『教育』について語れない。」という指摘に対しては、「1対1では子どもも学校も良くならない。僕は『S中・語る会』を作って、何を語れば本音が出るか探っていました。」と話されました。

埼玉県環境整備センターを見学して

埼玉県環境整備センター

は、全国唯一の県直営の広域埋立最終処分場です。平成元年に埋立を始めて、当初の計画では約14年間で埋立を完了する予定でしたが、年間の埋立トン数が計画よりも下回ったため平成28年までの延長が可能となりました。

現在90市町村中の82市町村が何らかの形で廃棄物の搬入を行っています。受け入れている廃棄物は一般(市町村分)で、ゴミ焼却灰、し尿処理焼却灰、不燃物の3種類です。産業廃棄物は現在3取扱業者が搬入を行い、燃え殻、ガラス・陶磁器くずの2種類のみが搬入を許されているようです。

場所は寄居町の山間部にあり、総面積約97.7ヘクタールという広大な敷地の中に12号までの埋立地が存在しその幾つかはもう既に埋立を完了しています。施設の中には車で移動しなければならぬほど広いものですが、そこかしこにガス抜きのための管が立っているのは

一種異様な光景でした。私達の住む飯能からは現在不燃物のみを月に4トン車で15台分、年間約700トンが搬入されているそうです。県の施設といえども埋立をしてもらうためには費用が掛かり、トン当たり1万5000円で処理されています。単純計算で1カ月に60トンで90万、年間で1千万円以上の費用が不燃物の処理に費やされていることになりす。

また埋立における安全性は保障されているのだろうか疑問になります。物を修理して使う時代から使い捨ての時代になりゴミも増え、私達を取り巻く環境も決して良い方向に向かっていないと思えません。

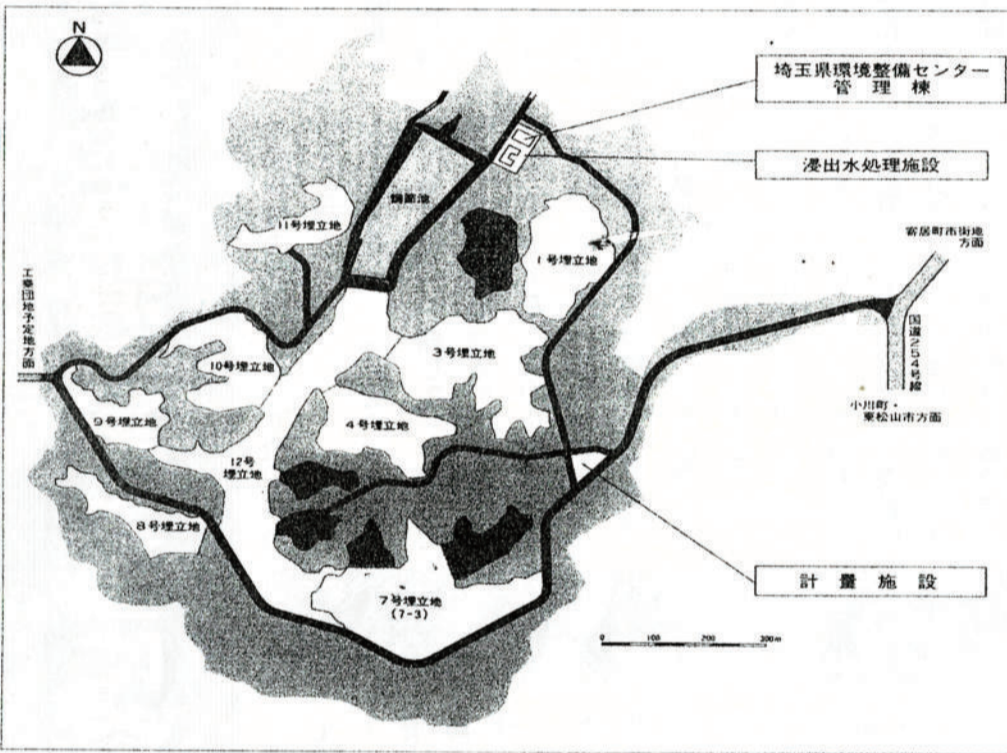
そんな中、消費者の一人として私達はいったいどんなことができるのだろうかと考えさせられました。埋立計画と埋立工法の概要は以下の通りです。(埼玉県環境整備センターの資料による。)

また埋立における安全性は保障されているのだろうか疑問になります。物を修理して使う時代から使い捨ての時代になりゴミも増え、私達を取り巻く環境も決して良い方向に向かっていないと思えません。

そんな中、消費者の一人として私達はいったいどんなことができるのだろうかと考えさせられました。埋立計画と埋立工法の概要は以下の通りです。(埼玉県環境整備センターの資料による。)

そんな中、消費者の一人として私達はいったいどんなことができるのだろうかと考えさせられました。埋立計画と埋立工法の概要は以下の通りです。(埼玉県環境整備センターの資料による。)

埋立計画



調節池の規模

ダムの型式	重力式コンクリートダム		
調節池の面積	48,000m ²	堆砂量	30,000m ³
洪水調節容量	100,000m ³	農業利水量	20,000m ³

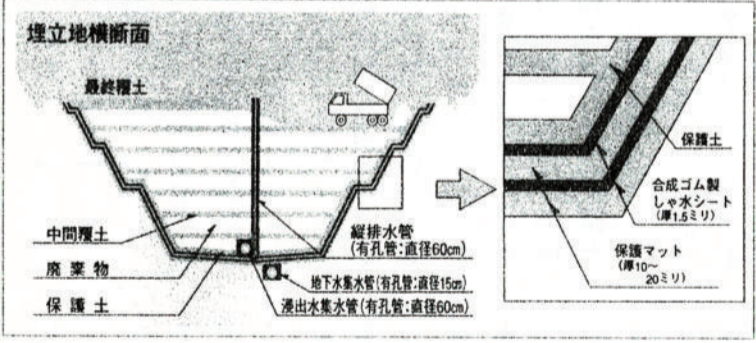
各埋立地の計画規模

埋立地	埋立地面積(m ²)	総埋立容量(m ³)	廃棄物容量(m ³)	廃棄物重量(t)
1号地	28,400	355,000	252,000	353,000
2号地	14,000	140,000	93,000	130,000
3号地	43,300	498,000	352,000	493,000
4号地	24,600	266,000	185,000	259,000
5号地	6,900	47,000	28,000	39,000
6号地	6,100	39,000	23,000	32,000
7号地	69,700	530,000	354,000	496,000
8号地	16,900	144,000	96,000	134,000
9号地	15,800	141,000	91,000	127,000
10号地	24,600	225,000	145,000	203,000
11号地	15,600	122,000	77,000	108,000
12号地	46,800	394,000	240,000	336,000

事業の規模

敷地総面積	約97.7ヘクタール
埋立面積	約32ヘクタール
残存緑地面積	約43ヘクタール
その他の面積	約22.7ヘクタール
廃棄物等埋立容量	約193立方メートル
廃棄物等埋立重量	約271万トン

埋立工法



埋立地の構造

雨水等が廃棄物層に浸透して発生する汚水を「浸出水」といいます。これが地下水に混入しないよう、埋立地内に厚さ1.5mmの合成ゴム製しゃ水シートと、厚さ10~20mmの保護マットを2重に敷き込んでいます。

それらが埋立作業中に破損するのを防ぐため、厚さ1mの保護土をかぶせただけで廃棄物等の埋立(厚さ2.5m)、中間覆土(厚さ0.5m)を繰り返す(サンドイッチ工法といいます)、埋立完了時には最上層に2mの最終覆土を行います。

浸出水は、斜面及び底部に設置してある集水管で集められ、浸出水処理施設に送られます。(→P.9浸出水の浄化処理)

また、浸出水をより効率的に集水するため、縦排水管を設けていますが、これは、埋立地内部で発生したガスを排出するとともに、内部に新鮮な空気を送り、土中の微生物による浄化を促進する役割も果たしています。

埋立方法

埋立は、搬入された廃棄物を重機で敷きならし、強制転圧しながら行います。また、毎日、搬入が終了した段階で、廃棄物等が露出しないよう土をかぶせています。こうした埋立により、埋立地の地盤を安定させ、廃棄物等の飛散や害虫の発生を防止することができます。

